

JR野幌駅前駐輪場を移設します

JR野幌駅付近で行われている顔づくり事業に伴い、野幌駅北側のJ A道央横の駐輪場は使用できません。4月20日(予定)からは増設した野幌駅西駐輪場をご利用ください。ご協力をお願いします。

詳細 建設部都市整備課

☎ 381・1082



●江別の顔づくり事業ホームページ

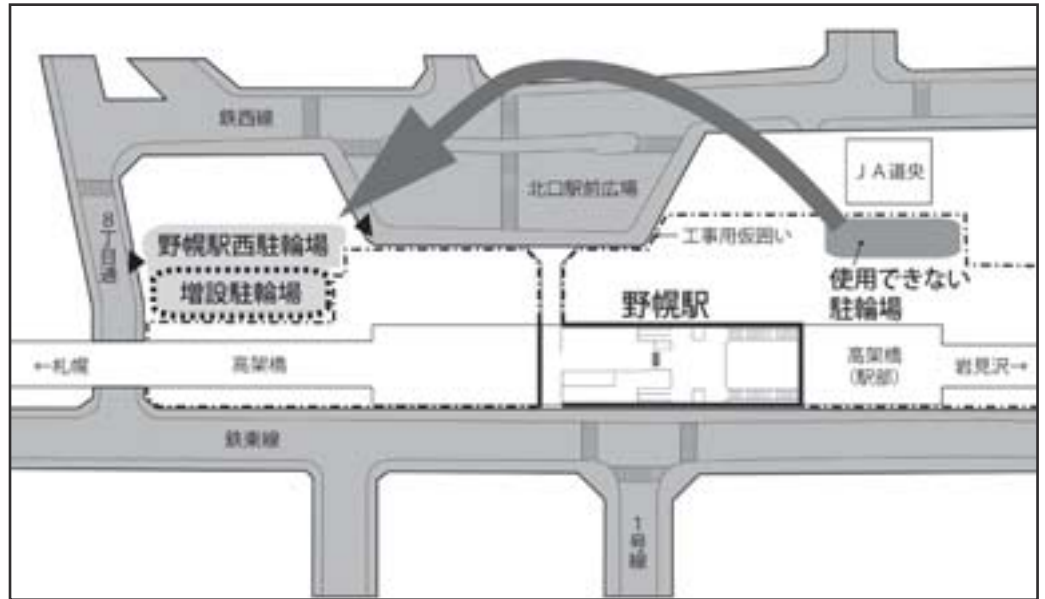
(<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/kensetsu/public/index.html>)

事業計画の変更のお知らせ

野幌駅周辺土地区画整理事業の変更(駅前広場の一部(出入口)や道路整備スケジュールなど)が、3月6日付で決定しました。

計画の概要は、江別の顔づくり事業ホームページに掲載しています。

詳細 都心開発課 ☎ 381・1086



消費相談

Q&A

火災保険の使い方。適用外の修理では？

Q ①損保会社を名乗る業者から、地震や雪害で家が傷んだ場合に保険がきくので、今、無料で家の点検を行っていると言われ、電話が入った。その保険会社と契約していないので点検ができないのではないかと問うと、無料でやっていると言われ、さらに勧誘を続けられた。
②工務店を名乗り加入の火災保険で自宅の修理をしないかと電話があった。変な話なので断ったが、同じような相談があるか。

A 火災保険はその名の通り、火災を原因とする損害を補償する保険です。しかし、現在では、風水害などの自然災害や盗難などのほか、損害が発生した

際に付随的に発生する費用についても保険金が支払われ、総合補償型の商品(いわゆる総合保険)が一般的になっています。ただし、保険の種類により補償される範囲が異なりますので確認が必要です。

保険金は火災や建物に直接生じた損害に対して支払われるため、消費者から請求することが原則必要です。したがって、損害保険を名乗る業者や工務店などから火災保険を使用している点検や自宅の修理を目的の勧誘には注意が必要です。もし契約をしてしまった場合、適用外の修理に保険金が使われた場合は保険会社を欺くことになります。

今年の大雪で雪害による住宅の補修が必要になった場合、加入している火災保険の会社に直接問い合わせるか、消費生活相談窓口にご連絡してください。

